

第 1 編

總 則

## 第1編 総 則

### 第1章 本法の略称、解釈、適用および主題

第1-101条（略称）	3
第1-102条（目的、解釈原則、合意による変更）	3
第1-103条（適用できる法の補足的一般原理）	4
第1-104条（黙示的に廃止されたとする解釈の禁止）	4
第1-105条（本法の地域的適用；当事者の準拠法選択権）	4
第1-106条（救済方法が彈力的に運用されるべきであること）	5
第1-107条（違反後の請求権または権利の放棄または断念）	5
第1-108条（分離可能性）	5
第1-109条（条文見出し）	6

### 第2章 一般的定義および解釈の原理

第1-201条（一般的定義）	7
第1-202条（第三者の文書による一応の証拠）	15
第1-203条（信義誠実義務）	15
第1-204条（期間；合理的期間；「時宜にかなった（seasonably）」）	15
第1-205条（取引交渉の過程および取引の慣例）	15
第1-206条（普通本法の適用のない種類の動産に関する詐欺防止法）	16
第1-207条（権利留保による履行または承諾）	16
第1-208条（自己の意思による早期弁済の選択権）	17
第1-209条（従属的義務）	17

## 第1編 総 則

### 第1章 本法の略称、解釈、適用および主題

#### 第1-101条（略称）

本法は統一商事法典（Uniform Commercial Code）として知られ、かつ引用することができる。

#### 第1-102条（目的、解釈原則、合意による変更）

(1) 本法は、その根底にある目的および政策を促進するように、自由に解釈され、かつ適用されなければならない。

(2) 本法の根底にある目的および政策は、

- (a) 商事取引を規律する法を単純化し、明瞭なものにし、かつ近代化すること；
- (b) 慣習、慣例および当事者の合意によって商事慣行を継続的に拡大することを許すこと；
- (c) 各州[法域]の法の統一を行うこと，

である。

(3) 本法に別段の定めがない限り、本法の諸規定の効果は、合意によって変更され得る。本法の定める信義誠実、勤勉、合理性および注意の義務は、合意によって排除できないが、両当事者は、これらの義務の履行の基準を合意によって定めることができる。但し、当該の基準は、明白に不合理なものであってはならない。

(4) 本法の一定の諸規定の中に、「別段の合意がない限り(unless otherwise agreed)」という文言または類似の文言があることは、その他の諸規定の効果を、(3)項により合意によって変更することを禁止するものではない。

(5) 文脈から別段の読み方が要求されない限り、本法では、

- (a) 単数の言葉は複数を含み、複数の言葉は単数を含む。
- (b) 男性を表す言葉は女性および中性を含み、中性を表す言葉は、意味上可能な

らば、いかなる性も含み得る。

【訳注】 オフィシャル・コメントは、アメリカ法の解釈は厳格解釈を原則とするが、UCCに関しては自由な解釈を原則とすることを注記している。UCC § 1-104は、後の法律によって默示的に制限することを禁止しており、本条を解釈した判例も、UCCを基本法として広く一般的に適用している。Pacific Wool Growers v. Draper & Co., 158 Or. 1, 73 P.2d 1391 (1937); Bank of New Orleans v. Canal-Louisiana Bank & Trust Co., 239 U.S. 520 (1916); Agar v. Orda, 264 N.Y. 248, 190 N.E. 479 (1934); Fiterman v. J.N. Johnson & Co., 156 Minn. 201, 194 N.W. 399 (1923)が引用されている。また、本条(3)項は「契約の自由」の原則を規定している (Manhattan Co. v. Morgan, 242 N.Y.38, 150 N.E.594 (1926))。

#### 第1-103条（適用できる法の補足的一般原理）

本法の個別の規定によって否定されない限り、商慣習法および契約能力、代理関係、禁反言、詐欺、不実表示、脅迫、強制、錯誤、破産または他の発効もしくは無効原因に関する法を含む、エクイティおよびコモン・ローの諸原理は、本法の諸規定を補足する。

#### 第1-104条（默示的に廃止されたとする解釈の禁止）

本法は、その主題を対象とする統一された一般法であるから、そのいかなる部分も、もしその解釈が合理的に回避され得るならば、後の立法によって默示的に廃止されたとみなされてはならない。

#### 第1-105条（本法の地域的適用；当事者の準拠法選択権）

(1) 本条の以下の規定で定める場合を除き、取引が本州にも、また他州または他国にも合理的な関係がある場合には、当事者は、本州の法律か、当該他州または他国の法律のいずれかが当事者の権利義務を規律することに合意することができる。かかる合意をしないときは、本法は、本州と適切な関係をもつ取引に適用される。

(2) 本法の以下の諸規定の1つが準拠法を指定している場合、その規定が規律し、かつ、反対の合意は、そのように指定された法律（抵触法準則を含む）によって許された限度で有効である。

売却された物品に対する債権者の権利

第2-402条

リースに関する編の適用可能性

第2A-105条および第2A-106条

資金移転に関する編における準拠法	第4A-507条
銀行の預金と取立てに関する編の適用可能性	第4-102条
資金移転に関する編における準拠法	第4A-507条
信用状	第5-116条
一括売買に関する編に従う一括売買	第6-103条[もし州が第6編の廃止規定を採択する場合は、この項目は排除すべきである。]
投資証券に関する編の適用可能性	第8-110条
担保権および農業上のリーエンの完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する法律	第9-301条ないし第9-307条

[1972年、1987年、1988年、1989年、1994年、1995年、1999年改正]

【訳注】 1987年には第2A編が追加された。1994年には第4A編が追加された。1987年には従来の第6編が廃止され、新第6編が導入された。その他の改正は担保付取引（第9編）に関係する諸規定の改正に伴うものである。(1)項は準拠法の選択について私的自治の原則を定めているが、「合理的な関係」の有無は裁判官の裁量による判断に任せられている。この判断基準について、Seeman v. Philadelphia Warehouse Co., 274 U.S. 403 (1927) 参照。

### 第1-106条（救済方法が彈力的に運用されるべきであること）

(1) 本法によって定められた救済方法は、もし相手方当事者が完全に履行していたならば被害者が置かれたであろうと思われる良好な状態にする目的で、自由に運用されなければならないが、本法中に個別的にまたは他の法準則によって規定されている場合を除き、結果的または特別損害賠償も、刑罰的損害賠償も、認められてはならない。

(2) 本法により宣言された権利または義務は、それを宣言した規定が異なる、限定された効果を明定していない限り、訴訟により強制することができる。

### 第1-107条（違反後の請求権もしくは権利の放棄または断念）

争われた違反から生じる請求権または権利は、被害者によって署名され、かつ引き渡された権利放棄書または断念書によって、全部または一部、対価なしに免責され得る。

### 第1-108条（分離可能性）

本法の規定または条項、もしくは人または情況へのその適用が無効であると判決さ

れた場合、当該の無効は、その無効な規定または適用を取り除いても効果を与えられ得る本法の他の規定または適用には影響を及ぼさないものとする。

**第1-109条（条文見出し）**

条文見出しが本法の一部である。

## 第2章 一般的定義および解釈の原理

### 第1-201条（一般的定義）

本法の以下の諸編に含まれる付加的定義は、その特定の編または章で適用されるものであり、それに従うことは別として、文脈から別段の読み方が要求されない限り、本法においては、

- (1) 司法手続の意味での「訴訟(action)」は、減額請求、反訴、相殺、エクイティ上の訴え、および権利が決定されるその他の手続を含む。
- (2) 「被害者(aggrieved party)」は、救済を求める権利をもつ当事者を意味する。
- (3) 「合意(agreement)」は、両当事者の言葉の中に、または本編に規定されているような取引交渉の過程もしくは取引の慣例または履行の過程（第1-205条、第2-208条、および第2A-207条）を含むその他の諸情況から默示的に、事実上示された両当事者の相互取引（bargain）を意味する。合意が法的効力を有するか否かは、本編の適用がある場合には本編の諸規定によって決定されるが、その他の場合には契約法によって決定される（第1-103条）。（「契約(contract)」と比較せよ。）
- (4) 「銀行(bank)」は、銀行業を営む者をいう。
- (5) 「持参人(bearer)」は、持参人に對し弁済がなされるまたは白紙裏書された文書、権原証書、または証明付証券を占有している者をいう。
- (6) 「貨物証券(bill of lading)」は、運送のために物品を受理したことを証する証書であって、貨物運送業または貨物取扱業を営む者によって発行されたものをいい、航空運送証券を含む。「航空運送状(airbill)」は、貨物証券が海上運送または鉄道運送で使われるよう、航空運送のために使われる証書であって、航空寄託証書または航空貨物預かり証も含む。
- (7) 「支店(branch)」は、銀行の独立した法人格を有する外国支店を含む。
- (8) 事実を「立証する責任(burden of establishing)」は、事実の審判者に対して、事実が存在していることの方が、事実が存在しないことよりも、より可能性が高いという事実を説得する責任を意味する。
- (9) 「通常の営業の過程における買主(buyer in ordinary course of business)」

は、信義誠実に、その者に対する販売が物品に対する第三者の所有権または担保権を侵害するということを知らないで、かつ、質屋以外の、その種類の物品の販売業者から、通常の営業の過程においてその物品を購入する者をいう。もしその者に対する販売が、売主が営む種類の事業における通常のもしくは慣習的慣行、またはその売主自身の通常のもしくは慣習的慣行によるものであるならば、その者は通常の過程で物品を購入している。源泉または鉱泉で石油、ガスまたはその他の鉱物を売る者は、その種類の物品を販売する事業を営んでいる。通常の営業の過程における買主は、現金で、他の財産との交換によって、または担保付きもしくは担保なしの信用で買うことができ、また、既存の売買契約により物品または権原証書を獲得することができる。物品の占有を取得する買主または第2編により売主から物品を回復する権利をもつ買主のみが、通常の営業の過程における買主であり得る。一括譲渡において、または金銭債務の担保としてか、全部もしくは一部の弁済として、物品を取得する者は、通常の営業の過程における買主ではない。

(10) 「顕著な(Conspicuous)」：合理的な者であれば自己に不利に作用する契約条項に気づくはずであるように、その条項が記載されている場合、当該の契約条項は顕著なものである。大文字で書かれた印刷見出し(例えば、NON-NEGOTIABLE BILL OF LADING)は顕著である。様式の本体の文言が、よりいっそう大きな活字で印刷されているか、他の対照となる文字種または色であるならば、「顕著」である。しかし、電報では記載されたすべての用語が「顕著」である。用語または条項が「顕著」であるか否かは、裁判所が決定することである。

(11) 「契約(contract)」は、本章および他の適用のある法の諸準則によって効果の付与される当事者の合意から生じる法的債務全体を意味する。(「合意(agreement)」と比較せよ。)

(12) 「債権者(creditor)」は、一般債権者、担保付債権者、リーエン債権者、および債権者の代理人を含む、その代理人には、債権者の利益のための譲受人、破産管財人、エクイティ上の保全管理人(receiver)、弁済不能の債務者または譲受人の遺産執行人もしくは管財人が含まれる。

(13) 「被告(defendant)」は、交差訴訟または反訴で被告の立場にある者を含む。

(14) 「引渡し(delivery)」は、証書、権原証書、動産証書、または証明付証券に関して、占有の任意移転を意味する。

(15) 「権原証書(document of title)」は、貨物証券、港湾保証書、港湾証券、倉庫証券、または物品の引渡請求書を含む、また、通常の営業または融資の過程で、そ

の証書の占有者がその証書および証書に含まれる物品を受領し、保持し、処分する権利をもつことを適切に証明するものとして取り扱われる他の証書も含む。権原証書であるためには、証書は、受寄者によって発行されるか、受寄者宛のものになっているか、あるいは、特定された物品または特定された集合体中の代替可能である部分の物品で、受寄者の占有の下に置かれる物品を対象とするものでなければならない。

(16) 「帰責事由(fault)」は、不法な行為、脱漏または違反を意味する。

(17) 物品または証券に関して「代替可能な(fungible)」とは、取引の性質上または取引慣例上、1つの取引単位がどの取引単位をとっても他のものと全く同じである物品または証券を意味する。

(18) 「真正(genuine)」であるということは、偽造ないし贋造されていないことを意味する。

(19) 「信義誠実(good faith)」は、関連する行為または取引において、事実上、正直であることを意味する。

(20) 「保持人(holder)」は、流通証券に関して、当該の証券が持参人に対して支払われる場合、あるいは指図人にに対して支払われる場合でその指図人が占有しているときは、占有者を意味する。権原証書に関して、「保持人(holder)」は、物品が持参人にか、または占有者の指図人に引き渡される場合、占有者を意味する。

(21) 「支払をする・引受けをする(honor)」は、支払うか、または引き受けて支払うか、あるいは信用がそれにかかる場合には、その信用の諸条件に従って手形を買い取るか、または割り引くことを意味する。

(22) 「倒産手続(insolvency proceedings)」は、債権者の利益となる譲渡、または関係人の資産を清算もしくは更生させるための他の手続を含む。

(23) 通常の営業の過程で自己の負債を弁済できなくなった者、または満期が到来した債務の支払をできない者は、あるいは連邦破産法の意味で支払不能である者は、「支払不能(insolvent)」である。

(24) 「金銭(money)」は、自国または外國の政府によって認められたか、または採用された交換手段を意味し、政府間組織によってか、または複数の国家間の合意によって確立された口座の金銭的単位を含む。

(25) 人は次のときに事実の「通知(notice)」を得る[事実を知る]。

(a) その者がそれについて現実に知識を得る；または

- (b) その者がそれについての通知(notice)または告知(notification)を受けるか、  
；または
- (c) 問題の時点でその者に知らされた全部の事実および情況から、それが存在する  
ことを知るべき理由があるとき。

人は事実について現実に知識をもつとき、その者はその事実について「知っている(knows)」または「知識(knowledge)」をもっている。「発見する(discover)」もしくは「知る(learn)」または同一の意味の言葉もしくは語句は、知るべき理由よりも知識に言及するものである。通知または告知が有効でなくなるときおよび情況は、本法によって決められていない。

④ 人は通常の過程で他人に知らせるのに合理的に必要とされることをすることによつて「告知する(notifies)」、もしくは通知または告知を他人に「与える(gives)」が、その他人が現実にそれを知るに至ったかどうかは関係ない。人は次のときに通知または告知を「受理する(receives)」。

- (a) その者の注意を引いたとき、または
- (b) 契約が締結された事業所でか、またはその者がそのような伝達の受理のための場所として設けた別の場所で、それが適正に引き渡されたとき。

⑤ 通知、知識、もしくは組織によって受理された通知または告知は、個別の取引を行う個人の注意を引いた時から、その取引のために、いかなる場合でも、その組織が適正な勤勉を示していたならばその者の注意を引いたであろうと思われる時から、有効となる。もしその組織が、取引を行う者に対して重要な情報を伝達する合理的な所定の方式をもっており、合理的にその所定の方式を守っているならば、その組織は適正な勤勉を示している。適正な勤勉は、当該の組織のために行動する個人が情報を伝達するのを要求するものではないが、その伝達が、その者の正規の義務の一部であるか、あるいは、その者がその取引について知るべき理由があり、かつ、その取引がその情報によって実質的に影響されると思われる場合は、この限りではない。

⑥ 「組織(organization)」は、会社、政府または政府部局もしくは政府機関、ビジネス信託、財團、信託、パートナーシップまたは組合、共同または共通の利害をもつ2人以上の者、またはその他の法律上もしくは商業上の団体を含む。

⑦ 「第三者(third party)」と区別される「当事者(party)」とは、取引にかかわった者、または本法でいう合意を締結した者をいう。

⑧ 「人・者(person)」は、個人または組織を含む（第1-102条参照）。

(31) 「推定(presumption)」または「推定された(presumed)」は、事実の審判官が、それが存在しないという認定を支持すると思われる証拠が提出されなければ、それが提出される時まで、その事実の存在が推定されるという認定をしなければならないことを意味する。

(32) 「購入(purchase)」は、売買、割引、交渉、譲渡担保、質、リーエン、担保権、発行または再発行(issue or reissue)、贈与または財産権を創設する他の任意の取引を含む。

(33) 「購入者(purchaser)」は購入により取得する者をいう。

(34) 「救済方法(remedy)」は、法廷に訴える権利があるか否かにかかわらず、被害者がもつ治癒的権利を意味する。

(35) 「代表者(representative)」は、代理人、会社または組合の役員、および遺産の受託者、執行人または管財人、もしくは他人のために行為する権限を付与されたその他の者を含む。

(36) 「権利(rights)」は救済方法を含む。

(37) 「担保権(security interest)」は、弁済または債務履行を担保する動産または定着物に対する利権(interest)を意味する。この用語はまた、委託者の利権、および第9編に従う取引における口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形の買主の利権も含む。第2-401条により売買契約の対象物と特定される物品のその特定のときの当該物品の買主の特別な財産権は「担保権(security interest)」ではないが、買主は第9編に従うことにより「担保権」を獲得することもできる。第2-505条に別段のことが定められる場合を除き、第2編による物品の売主または第2A編による物品の貸借人が当該の物品の占有を保留または獲得する権利は「担保権」ではないが、売主または貸借人も第9編に従うことにより「担保権」を獲得することもできる。物品の売主による権原の保留または留保は、買主に対する発送または引渡し(第2-401条)にもかかわらず、事実上「担保権」の留保に制限される。

取引がリースまたは担保権を生むものであるか否かは、各事例の諸事実によって決定される；しかし、もし賃借人が物品の占有および使用の権利のために賃貸人に対して支払う約因が、賃借人による停止に服さないリースの期間に対する義務であり、かつ、以下のようなものの場合には、取引は担保権を生む。

(a) リースの最初の条件が、当該物品の経済的余命に等しいか、それより大きいもの、

- (b) 貸借人が、物品の経済的余命が残っている間、そのリースを更新することを義務づけられているか、または当該物品の所有者となることを義務づけられている、
- (c) 貸借人が、リース契約を遵守したとき、付加的対価または名目的対価を要求されることなく、その物品の経済的価値の残余期間中、リースを更新する選択権をもつ、または
- (d) 貸借人は、リース契約を遵守したとき、付加的対価または名目的対価を要求されることなく、その物品の経済的価値の残余期間中に当該物品の所有者となる選択権をもつ。

取引には、次の規定があるというだけの理由では、担保権を生むことはない。

- (a) 貸借人が物品の占有および使用のために貸貸人に支払う義務を負う約因の現在の価額が、リースが締結されたときの当該物品の公正市場価額と実質的に等しいか、またはそれ以上であること、
- (b) 貸借人が物品の損失の危険を引き受けるか、または税金、保険、登録、記録または登記の手数料、もしくはその物品に関するサービスまたは維持の費用を支払うことに同意する、
- (c) 貸借人が、リースを更新する選択権または物品の所有者となる選択権をもつ、
- (d) 貸借人が、選択権の履行がなされるべきときの更新期間の間の合理的に予想できる当該物品の公正市場価額に等しいか、それ以上の固定賃料を支払ってリースを更新する選択権をもつ、または
- (e) 選択権の履行がなされるべきときに合理的に予想できる当該物品の公正市場価額に等しいか、それ以上の固定価格を支払って当該物品の所有者となる選択権をもつ、

本節項において、

- (x) もし、(i) リースを更新する選択権が貸借人に對し認められているとき、その賃料が、その選択権が行使されるべきときに算定される更新期間の間の当該物品の使用に対する公正市場賃料であると定められている場合、あるいは、(ii) 物品の所有者となる選択権が貸借人に与えられるとき、その代金が、その選択権が行使されるべきときに算定される当該物品の公正市場価額となると定められている場合は、付加的対価は名目的ではない。選択権が行使されない場合に、もし付加的対価が、貸借人が合理的に予見できるリース契約による履行費用よ

りも少額である場合は、その付加的対価は名目的である。

- (y) 「合理的に予見できる(reasonably predictable)」および「物品の経済的価値の残余期間(remaining economic life of goods)」は、取引が約束されたときの諸事実および諸情況を参考にして決定されるものとする。そして、
- (z) 「現在の価額(present value)」は、将来支払われるべき一回以上の金額の確定日における額から確定日までの割引をした額を意味する。割引額は、もし利率が取引の時点で明白に不合理でないならば、当事者によって定められた利率によって算定される；その他の場合、その割引額は、当該の取引がなされたときの各事例の諸事実および諸情況を考慮して、商業上合理的な率により算定される。

(88) 書面または通知と関連して「送付する(send)」は、所定の郵便料または送料を支払い、かつ、適切な宛所に宛てて、そして証書の場合には、その上に記載された住所または別途に合意された住所、またはもしかかる住所がない場合には、その情況のもとで合理的である宛所に宛てて、郵便に委託し、または他の通常の通信手段による送付のため引き渡すことを意味する、もし適切に送付されていたならば到着したであろうと思われる期間内に書面または通知を受け取った場合、適切な送付の効果が生じる。

(89) 「署名された(signed)」という用語は、文書が真正なものであることを証明する現在の意思をもって当事者が記入または採用した符号（シンボル）を含む。

(90) 「保証人(surety)」は「身元保証人(guarantor)」を含む。

(91) 「電報(telegram)」は、ラジオ、テレタイプ、ケーブル、何らかの機械的移送方法等により転送されたメッセージを含む。

(92) 「条項(term)」は個別の事項に関する合意の部分を意味する。

(93) 「無権限(unauthorized)」の署名または裏書は、現実にも、黙示的にも、表見的にも、権限のないのになされたものをいい、偽造を含む。

(94) 「価額(value)」、流通証券および銀行取立て（第3-303条、第4-210条および第4-211条）に関して別段のことが規定される場合は除き、人が

- (a) 信用供与の拘束力ある約束の代わりに、または直ちに利用できる信用の供与の代わりに、手形が作られたか否かにかかわりなく；または
- (b) 既存の請求権のため；または

- (c) 買取りのための既存の契約に従って、引渡しを受けることによって；または
- (d) 一般的に、単純契約を支持するのに足りる約因と見返りに，

それを取得する場合、その者は権利の約因として「価額(value)」を与えていた。

⑮ 「倉庫証券(warehouse receipt)」は、賃貸しにより物品を保管する事業を行う者により発行される受領証を意味する。

⑯ 「書面による(written)」または「書面(writing)」は、印刷、タイプ打ちまたは有形物へのあらゆる意図的な還元を意味する。

[1962年、1972年、1977年、1987年、1990年、1994年および1999年改正]

【訳注】 本条はUCCで使われる用語の定義を規定しており、改正が行われることに用語が追加されてきた。これらの用語のなかで「即担保権 (security interest)」の定義は複雑である。この定義は、第9編の改正により何度も書き換えられている。その結果、非常に長い規定となっている。第2A編が導入されたとき、リース契約は担保権の設定とは異なると理解され、この区別をどのように明文化するかが難問となった。UCC § 2A-103(1)(j)参照。一般的には、リースの貸借人が買取選択権をもつという事実だけでは対象物に対する担保権の設定とは認められず、第9編の諸規定の適用はない。しかし、リース契約の諸条件が満たされたときに、貸借人が対価をさらに支払わなくてもその所有権を取得するという取決めは、担保権の設定であると考えられる。

リース契約により担保権が設定されたか否かは、事例に関係する諸事実の評価にかかっており、裁判官が決定する。この判断原則を確立した判例がいくつかあり、これを条文の形に整理したものが、箇項の定義の規定の中に含まれている。In re Gehrke Enters., 1 Bankr. 647, 651-52 (W.D.Wis. 1979); In re Celeryvale Transp., 44 Bankr. 1007, 1014-15 (E.D.Tenn. 1984); In re Berge, 32 Bankr. 370, 371-73 (W.D.Wis. 1983); Rushton v. Shear, 419 F.Supp. 1349, 1365 (D.Del. 1976); All-States Leasing Co. v. Ochs, 42 Or.App. 319, 600 P.2d 899 (1979); In re Tillery, 571 F.2d 1361 (5th Cir. 1978); Arnold Mach Co. v. Balls, 624 P.2d 678 (Utah 1981); Aoki v. Shepherd Mach. Co., 665 F.2d 941 (9th Cir. 1982)等がその諸判例である。

⑰ のgood faithに「信義誠実」という訳語を与えることが適切か否かについては議論の余地がある。しかし、いずれの訳語を採用する場合でも、日本語との微妙な相違が存在するようと思われる。問題の捉え方は同じであると考え、本書ではあえて「信義誠実」と訳した。この用語は、本条のほか、英文索引に示されているように数10箇所で使われている。§ 2-103 および § 9-102の定義では、信義誠実であるためには「正直であること」および「公正取引基準を遵守していること」が必要である。

⑤のnoticeという用語は、to have noticeとto receive noticeとを区別し、前者の場合には、識知をもつこと【知っていること】と訳し、後者の場合には、通知を受理することと訳した。(c)号の場合について、Graham v. White-Phillips Co., 296 U.S. 27 (1935) 参照。

### 第1-202条（第三者の文書による一応の証拠）

貨物証券、保険約款または保険証書、正式の重量官(weigher)または検査官の証明書、領事送り状、第三者により発行されることが契約上認められた、または要求されたその他の証書として作られた適正な様式の文書は、それ自身の真実性ないし本物であること、および当該第三者によってその文書の中に記述された諸事実の一応の証拠となる。

### 第1-203条（信義誠実義務）

本法の範囲内のすべての契約または義務は、その履行または強制の時に信義誠実の義務を課する。

### 第1-204条（期間；合理的期間；「時宜にかなった（seasonably）」）

- (1) ある行為が合理的期間内になされることを本法が要求している場合には、明白に不合理でない期間であれば、合意によってそれを定めることができる。
- (2) ある行為を行うために何が合理的かは、当該の行為の性質、目的および状況による。
- (3) 合意された時または期間内に行為がなされた場合、あるいは合意された期間がないときは、合理的な時または合理的な期間内に行為がなされた場合、その行為は時宜にかなってなされたものである。

### 第1-205条（取引交渉の過程および取引の慣例）

- (1) 取引交渉(dealing)の過程とは、個別の取引の両当事者間での事前の行為の結果であって、当事者の表現、その他の行為の解釈についての理解の共通の基礎をなすものと公正にみなされ得るものである。
- (2) 取引の慣例(usage)とは、一定の場所、職業または取引において、問題の取引に関して遵守されるであろうという期待を正当化する遵守の整合性をもつ取引交渉の慣行または方法をいう。かかる慣例の存在と範囲は、事実として証明されなければならない。もしその慣例が取引規約書または類似の文書の中に記載されていると立証

された場合には、その文書の解釈は裁判所が行うものとする。

(3) 両当事者間の取引交渉の過程および彼らが関係する職業もしくは取引、または彼らが知っているか、知っているはずの取引の慣例は、合意に特定の意味を与え、その合意の諸条項を補足または修正する。

(4) 合意の明示的条項および該当する取引の過程または取引の慣例は、合理的であるならば、互いに矛盾のないように解釈しなければならない。しかし、そのような解釈が合理的でないならば、明示的条項は取引交渉の過程および取引の慣例の両方に優先し、取引交渉の過程は取引の慣例に優先する。

(5) 履行のいずれかの部分が行われるべき場所における取引に適用のある慣例は、当該履行の部分に関してその契約の解釈に使われなければならない。

(6) 一方当事者によって出された関連取引慣例の証拠は、裁判所が相手方当事者に対する不公正な奇襲を防ぐのに十分であると思料する通知をその当事者に与えるのではなければ、そしてその通知の時までは、許容性がない。

### 第1-206条（普通本法の適用のない種類の動産に関する詐欺防止法）

(1) 本条(2)項に定める場合を除き、動産売買契約は、当事者間で定義されたまたは定められた価格で売買契約が締結されたことを示し、対象物を合理的に特定しており、かつ、強制が求められる相手方当事者、またはその当事者の正当代理人によって署名された一定の書面がある場合でなければ、救済方法の金額または価額が5,000ドルを超える訴訟または抗弁により強制することはできない。

(2) 本条(1)項は、物品の売買契約（第2-201条）、証券の売買契約（第8-113条）、または担保契約（第9-203条）のいずれにも適用されない。

[1994年改正]

**【訳注】** 詐欺防止法 (UCC § 2-201)は、統一商事法典の中でも最も重要な規定の一つであるが、その適用は一定の範囲に限定されているために、新しい型の取引にその原則を適用するために、この規定が必要となった。この規定は1994年改正によって追加されたものであり、これが適用される取引は、主に「一般的無体財産の売買」(§ 9-102)である。例えば、双務契約において知的財産権の利用に対するロイヤリティなどが規定されている場合に本条が使われる。

### 第1-207条（権利留保による履行または承諾）

(1) 明白な権利留保を付けて、他方当事者によって要求されたか、もしくは申し込

まれた方法で履行するか、または履行を約束するか、または履行に同意する当事者は、そのことにより留保された権利を害することはない。「権利に影響を与える(without prejudice)」、「異議を付して(under protest)」等の用語は、〔その目的に〕十分である。

(2) (1)項は代物弁済(accord and satisfaction)には適用されない。

[1990年改正]

**【訳注】** この規定は、当事者間に紛争が生じた場合、契約の履行を停止させるよりも当初の予定どおり履行を続けさせる政策を採ったものである。代物弁済の場合には、履行がなされたものとみなされるので、権利留保はあり得ない。

### 第1-208条（自己の意思による早期弁済の選択権）

一方当事者またはその者の権利承継人は、「自己の意思で(at will)」または「その者自身が不安である(insecure)と考える場合」または同趣旨の文言で、弁済または履行を早め、あるいは担保物または付加的担保物を要求することができるという条項は、その者が弁済または履行の見込みが害されたと信義誠実に信じる場合にのみ、その者がそれをする権限をもつことを意味すると解釈されなければならない。信義誠実の欠如を立証する責任は、その権限が行使される者の相手方が負う。

### 第1-209条（従属的義務）

債務は、債務者の別の債務弁済に劣位するものとして発行され得る、あるいは債権者は、債務者または当該債務者の別の債権者のいずれかとの合意によって、債務弁済を受けるその債権者の権利を劣位に置くことができる。その劣位化は、共通の債務者または劣位の債権者のいずれに対しても、担保権を創設するものではない。本条は、本条制定以前に存在していた法を宣言したものと解釈されるものとし、それを改正したものと解釈されてはならない。

[1966年追加]

**【訳注】** この規定はニューヨーク州の提案に従って採択された規定である。訳者解題で説明したように、この採択はニューヨーク州のUCC採択を誘導することを考慮したものと思われる。州の公債が発行されるときに、一般州民や機関投資家が購入する公債について、その債権者の権利を劣位に置く取決めがなされることがある。この場合に、その債権者に対する担保権が発生することはない、ということを確認する意味で設けられた規定である。